

第258回埼玉県都市計画審議会

令和7年2月4日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから第258回埼玉県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の粕谷と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様にはお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第5条第2項の定めにより、会議を開くためには委員の2分の1以上が出席している必要があります。本日20名の御出席をいただいております、規定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

本日の資料を確認させていただきます。お手元のタブレット等を御準備いただきたいと思います。事務局で準備いたしましたタブレットにつきましては、タブレットの脇に操作方法を置きましたので、操作の参考にしてください。また、操作方法が分からない場合は、近くの事務局職員にお尋ねください。担当の事務局職員は、その場で起立してください。この2名が担当させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、よろしいでしょうか。事前にお送りした資料が、配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書、資料、参考資料でございます。

なお、紙の資料を希望された委員につきましては、参考資料を閉会后回収させていただきますので、机の上に置いたまま御退席いただきますようお願いいたします。

加えて直近でお送りした資料が、次第、座席表、委員名簿の資料でございます。

以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、注意事項について御説明させていただきます。

会場参加の委員の皆様へ、マイクの使用法について御案内いたします。本日機材の不調でワイヤレスマイクを御使用いただくことになります。恐れ入りますが、発言の際には挙手をしていただくとの者がワイヤレスマイクをお持ちしますので、ワイヤレスマイクを受け取ってから御発言いただきますようお願いいたします。

ウェブ参加の委員の皆様へ、Teamsの使用法について御案内いたします。基本はビデオオン、マイクオフ状態にしてください。発言の際は手を挙げていただくか、Teamsの挙手ボタンを御使用ください。会長から指名されましたら、マイクのミュートを解除し、発言をお願いいたします。

それでは、この後は、埼玉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、大沢会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

大沢会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（大沢） 皆様、おはようございます。本日は、委員の皆様におかれましては、大変御多忙の

ところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様の御協力をいただきながら、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の会議録の署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、大変恐縮ですが、私から指名させていただきたいと存じます。山本委員さん、それから、横川委員さん、お二人にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、本会議は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき、原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件ございません。委員の皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、本日の審議会は全て公開にて進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 会場、オンライン共にいらっしゃいます。

○議長（大沢） はい、了解いたしました。

それでは、傍聴者の入場、視聴を許可いたします。

〔傍聴者入場、オンライン傍聴者視聴開始〕

○議長（大沢） 議事に入ります前に、会場傍聴、それから、オンライン視聴含めて、傍聴者の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

事務局からお配りいたしました傍聴要領をよく読み、遵守いただきますようよろしくお願いいたします。この傍聴要領に反する場合は退場していただくことがありますので、御注意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより議事に入りたいと思っております。

本日は、お手元の次第でございますとおり、議第5355号「東松山都市計画区域区分の変更について」をはじめとする5議案につきまして御審議をお願いするものでございます。

それでは、まず議第5355号「東松山都市計画区域区分の変更について」を議題に供します。

幹事より議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議第5355号「東松山都市計画区域区分の変更について」、御説明いたします。議案書は5ページから11ページでございます。このほか資料といたしまして、意見書の要旨、参考資料といたしまして意見書の写しがございます。前方のモニターと併せて、こちらの資料につきましても御覧ください。

東松山都市計画は、東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町の1市3町で構成されており、県の中央

部、都心から約50kmに位置しております。本案件は、吉見町の大和田地区について市街化区域に編入するものでございます。

大和田地区の位置でございます。大和田地区は吉見町の東部に位置しており、地区の西側で既存の市街化区域に隣接しております。面積は、約20.3haです。地区は、県道東松山鴻巣線に接しており、圏央道〔首都圏中央連絡自動車道〕桶川北本インターチェンジまで約5kmの位置にある交通利便性の高い地区です。

こちらは、大和田地区の土地利用計画図の案でございます。道路や公園、調整池などを適切に配置しつつ、工業系の土地利用を図る予定でございます。

続きまして、現在の状況でございます。赤線で囲われた範囲が大和田地区でございます。地区内には宅地が一部ありますが、ほとんどが農地となっております。このたび埼玉県企業局の産業団地整備により計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

続きまして、区域区分の計画書でございます。面積20.3haを市街化区域に編入いたします。これにより東松山都市計画区域の市街化区域の面積が1,882haから1,902haに、また市街化調整区域の面積が14,477haから14,457haに変更となります。

以上、区域区分の変更につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出が1名の方から1通ございました。意見書の要旨は、お手元にお配りしている資料に、意見書の写しは参考資料にお示ししておりますので、前方のモニターと併せて御覧ください。

提出された意見は、東松山市の高坂駅東口第一土地区画整理事業に関するものであり、今回の大和田地区の区域区分の変更に関係がない意見と判断いたしました。意見書の要旨は以上です。

区域区分の変更につきまして、東松山都市計画区域を構成する東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町に対して意見照会を行ったところ、賛成との回答をいただいております。

議第5355号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

私から1点、先ほど土地区画整理事業による事業化の見込みが立ったということでございますが、こちらの土地区画整理事業の施行者というのは組合とか公共団体、先ほど企業局というお話ございましたが、具体的にどの組織が行うことになるのでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 埼玉県の組織の中に企業局というものがございまして、産業団地の整備等を行っている部署でございます。そこが事業主体となっており、吉見町と共同の事業で行うということになってございます。

○議長（大沢） 土地区画整合法上の施行者は公共団体になるのでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 企業局による公的開発です。

○議長（大沢） 企業局による、土地区画整理事業ではなくて、公的開発ですね。

○幹事（都市計画課長） はい。

○議長（大沢） 了解いたしました。

ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

それでは、議第5355号につきまして採決をいたします。

議第5355号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

皆様、ありがとうございました。

次に、議第5356号「草加都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第5356号「草加都市計画道路の変更について」につきまして御説明いたします。議案書は13ページから23ページでございます。前方のモニターを御覧ください。

草加都市計画区域は、草加市、八潮市、三郷市の3市で構成されており、県の南東部、都心から約20kmに位置しております。

本議案は、草加都市計画区域の都市計画道路2路線を変更するものでございます。今回変更いたします都市計画道路のうち、3・3・1号外環状道路につきましては、草加市原町3丁目から三郷市高洲4丁目までを結ぶ延長約14,960m、代表幅員62mの都市計画道路でございます。続いて、3・3・3号草加三郷線につきましては、草加市新里町字鬼子沼から三郷市鷹野3丁目までを結ぶ延長約10,490m、代表幅員22m、4車線の都市計画道路でございます。今回の変更内容は、赤い丸で示した変更箇所①八潮市区間、変更箇所②三郷市区間の計2か所の区間について、交差構造や車線数の変更等を行うものでございます。

具体的な変更内容について御説明いたします。まず、変更箇所①八潮市区間の変更内容について御説明いたします。こちらは、変更箇所の拡大図でございます。八潮市区間の変更内容につきましては、草加三郷線と3・3・48号八潮三郷東西線との交差構造を立体交差から平面交差に変更するものでございます。これは、八潮市による都市計画道路の見直し作業において、八潮三郷東西線の交通量等について検証を行った結果、現在立体交差構造となっている草加三郷線との交差構造を平面処理とすることが可能であることから、交差構造を立体交差から平面交差に変更するものでございます。草加三郷線と交差する八潮三郷東西線につきましては、八潮市において交差構造の変更の

ほか、草加三郷線との立体交差に必要となっていた右左折レーンや隅切り等の区域の除外について変更を行うものでございます。なお、草加三郷線につきましては、区域の変更は生じません。

続きまして、変更箇所②三郷市区間の変更について御説明いたします。こちらは変更する区間の拡大図でございます。三郷市区間のうち草加三郷線の変更内容は、外環状道路から東側の区間について車線数を4から2に変更するものでございます。これは、三郷市による都市計画道路の見直し作業の中で、草加三郷線の外環状道路から東側の区間の道路構造を検証したところ、将来交通量の減少が見込まれるため、当該区間の車線数を4から2に変更し、幅員を22mから17mに変更するものです。

続きまして、外環状道路の変更内容につきましては、交差する草加三郷線の幅員の変更に伴い、隅切り区域が減少することから一部の区域を変更するとともに、車線数を4に決定するものです。こちらは、草加三郷線変更前後の横断図でございます。図中央部の車道等について車線数の減少や車道幅員等の縮小により、変更前後の幅員は22mから17mに5m縮小します。

続いて、外環状道路の隅切りについて御説明いたします。こちらは、対象箇所の拡大図です。外環状道路を緑色、草加三郷線を赤色で示しておりますが、草加三郷線について車線数の変更に伴い、幅員が22mから17mに変更し、灰色で示した区域に変更となります。そのため、外環状道路の都市計画区域として決定されていた黄色で示した区域が不要となることから削除するものでございます。

以上の変更内容につきまして2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。本路線が所在する草加市、八潮市、三郷市に対して意見照会をしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5356号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。

高田委員、よろしく願いいたします。

○高田委員 御説明ありがとうございます。②のところで、ページ数で言うと23ページです。この草加三郷線が、西から入って行って、外環につながった後、17mに縮小ということですね。だから、交通量としては22mのところはある程度ボリュームがあるけれども、この外環のところ右左折に流れるでしょう、そういう予測が、計算結果が出ているので、将来的には17mで大丈夫ということだと思うのですが、将来的に、この17mの土地利用は、積極的に開発されると本当に17mで保てるのという気もするのですが、将来の土地利用との整合性を含んで決定されると考えてよろしいですか。

○幹事（都市計画課長） 御質問にお答え申し上げます。具体的な土地利用は、今の状況では分からないですけども、交通量推計の中で将来の土地利用も見越した中での交通量推計をした中で、先ほ

どお話にありましたように、南北の道路に交通が処理されて、今回のところは17mでよいという結果になっているものでございます。

○議長（大沢） ちなみに都市計画の用途地域図を見ますと市街化調整区域になっておりますので、基本的には開発を前提としないという理解でよろしいのでしょうか。

○幹事（都市計画課長） はい、そのとおりでございます。

○高田委員 ありがとうございます。

○議長（大沢） ほか皆様いかがでしょうか。

私は確認1点なのですが、今回の隅切り等々の変更を除いて車線数の決定というのが外環状道路で示されているのですが、これにつきましては事務的変更、要は、都市計画法の施行令か何かで車線数について決めるようにという改正があったので、そこで順次直近の都市計画道路改定において車線数を決めていくということがルールになっていると思いますが、それに基づいて4と決めたとというような理解でよろしゅうございますか。

○幹事（都市計画課長） はい。平成10年の都市計画施行令の関係法令の改正で「都市計画道路について車線数を定めること」というものが定められて、それ以前の車線数の決定がされていない都市計画道路を変更する際には都市計画道路の車線数を決定することとされておりますので、今回4と決定させていただくという手続になってございます。

○議長（大沢） はい、了解いたしました。

ほか皆様いかがでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 この図を見ると、立体交差を予定していたものを平面交差に変更ということなのですが、もともとはこの今のスライドに示されている緑の道路はオーバースパスでしたか、アンダーパスでしたか。

○幹事（都市計画課長） 緑の道路が上に行く形の計画でした。

○高田委員 なるほど。赤い道路の、草加三郷線は平面。

○幹事（都市計画課長） はい、平面でございます。

○高田委員 そうすると、緑の道路が上がるということは、恐らく将来的には、ここで言うと北東の方に道路が延伸する計画というか、将来ビジョンがあったので、立体交差の計画を立てたということですか。

○幹事（都市計画課長） はい、お話のとおり、緑の道路が今回の草加三郷線を越えて、さらに延伸するという構想はございましたが、具体的な土地利用とか都市計画までは至らないで、今の状況では都市計画道路は丁字で決定されている状況でございます。

○高田委員 事情、理解いたしました。ありがとうございます。

○議長（大沢） はい、ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、議第5356号について採決をいたします。

議第5356号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

異議がないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

続きまして、議第5357号「東松山都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第5357号「東松山都市計画道路の変更について」につきまして御説明いたします。前方のモニターを御覧ください。

なお、説明には10分程度を要しますので、御了承いただきたいと思えます。

まず、議案の説明に入らせていただく前に、本議案並びに議第5358号の議案につきましては、県で進める都市の将来像を見据えた都市計画道路の見直しに関する議案でございますので、見直し作業の経緯と概要について説明させていただきます。

初めに、都市計画道路の見直しについて経緯と概要を御説明いたします。都市計画道路は、人や物資の安全かつ円滑な移動を確保するための交通機能、都市の環境保全や防災性の向上を確保するための空間機能、都市構造や街区を形成し上下水道等を收容する市街地形成機能などを有し、都市の骨格を形成する重要な都市施設でございます。このため、都市計画道路は広域かつ長期的な視点に立って定められております。しかしながら、都市計画道路の多くは戦後から高度経済成長期にかけて決定されており、人口減少、超高齢化社会を迎えた現在ではまちづくりの将来像の変化などにより見直しが必要な路線もございます。そこで、埼玉県では平成16年度から社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、都市計画道路の必要性や構造の適正さについて検証を行い、必要となる見直しを行っております。本県では平成16年度から平成24年度にかけて第1回目の見直しを行いました。第1回目の見直しでは、都市計画決定から20年以上にわたり未整備となっている路線を対象に必要性を検証し、46路線、約51kmの廃止、10路線の線形または幅員変更を完了いたしました。

続いて、平成25年度から令和元年度にかけて第2回目の見直しを行いました。第2回目の見直しでは整備済み以外の全ての幹線街路を対象に必要性や構造の適正さを検証し、20路線、約27kmについてルートや幅員などの変更を行いました。令和2年度からは第3回目の見直しといたしまして、整備済み路線を含む全ての路線を対象として必要性、構造の適正さ、地域の実情などを踏まえた検証、見直しを進めております。

続いて、都市計画道路の見直し例を御説明いたします。第1回の見直し、第2回の見直しの例と

しては、関連するまちづくり計画の廃止に伴い必要性が薄れた都市計画道路の廃止、周辺に代替道路がある場合のルートの変更、現在の沿道状況や横断構成を踏まえた適正な幅員への変更、立体交差の必要性が薄れた交差点について構造を平面交差に変更する等の構造形式の変更といったものがございます。第3回見直しからは第1回、第2回目の見直しの内容に加え、既に整備済みの道路区域が都市計画道路区域と一致していない箇所について建築制限の解消を目的とした見直しも行っております。

ここからは、3回目の見直しから追加した「整備済み路線の見直し」について御説明いたします。この後御審議いただく都市計画道路の変更につきましても、この「整備済み路線の見直し」によるものです。都市計画道路として決定した区域は、将来の事業の円滑な施行を確保することを目的として都市計画法第53条の規定により、一定の建築制限が課せられます。整備された都市計画道路の中には暫定的な整備をはじめ、様々な理由により整備後の道路区域と都市計画決定された区域が一部不整合となっている箇所がございます。このうち整備後の道路区域より都市計画決定された区域が広く、また、将来的にさらなる整備が見込まれない箇所について不整合により生じている建築制限を解消するために、このたび見直しを行うことといたしました。

ここで図を使って説明させていただきます。「整備済み路線の見直し」に当たっては、初めに、都市計画決定された区域と現状の道路区域との整合を確認します。例えば、当初は周辺の土地と計画道路に高低差があり、そのための法面、斜面を計画していたものの周辺の土地利用状況の変化に伴い、道路との高低差が変化し、法面として必要な道路区域を変更したことにより不整合が生じたというようなケースがございます。例として灰色で整備済みの道路、赤い線で都市計画道路区域を示しております。この場合、黄色く着色した部分には建築制限が残っていることとなります。このような路線のうち要件を満たす路線については、建築制限解消のため都市計画道路の変更を行うこととなります。要件といたしましては、①道路区域外に建築制限が残っている、②道路構造の基準を満たした整備となっている、③今後さらなる整備の必要性が見込まれない、などがございます。県が管理する全ての整備済み都市計画道路について検証を行った結果、今回の一斉見直しにおいて変更を行うべき路線として5路線を選定いたしました。今回、これらの5路線のうち関係機関等との協議が整った3路線について、この後御審議をいただきたいと考えております。

それでは、議第5357号「東松山都市計画道路の変更について」につきまして御説明いたします。議案書は24ページから31ページでございます。

東松山都市計画区域は、東松山市、滑川町、嵐山町、吉見町の1市3町で構成されており、県の中央部、都心から約50kmに位置しております。本議案は、東松山都市計画区域の都市計画道路2路線を変更するものでございます。

今回変更いたします2路線について御説明いたします。

初めに、3・3・2号東松山嵐山線は一般国道254号の一部を構成する路線で、東松山市大字下野

本字中原から嵐山町大字志賀字水境までを結ぶ延長約12,210m、代表幅員24m、4車線の整備済みの都市計画道路でございます。今回の変更内容は、一部区域の変更を行うものです。

次に、3・3・18号東松山川越線も一般国道254号の一部を構成する路線で、東松山市大字古凍字鳥井田から東松山市大字下野本字中原までを結ぶ、延長約2,380m、代表幅員23.5mの整備済みの都市計画道路でございます。今回の変更内容は一部区域を変更し、車線数を決定するものです。

それでは、東松山嵐山線の変更内容について概要を御説明いたします。本路線は、都市計画道路の区域と現状の道路の区域に生じている不整合を解消するために区域を変更するものです。モニターでは代表的な箇所をお示ししております。黒の実線が変更前の都市計画道路区域で、赤の実線が今回変更する区域です。これらの箇所は、道路構造の基準を満たしており、更なる整備の必要性が見込まれないことから、黄色でお示しした区域を削除いたします。

次に、東松山川越線につきましても、同様に代表的な箇所をお示しして御説明いたします。本路線は、都市計画道路の区域と現状の道路の区域に生じている不整合を解消するために区域の変更を行うものです。あわせて車線数を4に決定するものでございます。図中の黒の実線が変更前の都市計画道路区域で、赤の実線が今回変更する区域です。これらの箇所は道路構造の基準を満たしており、更なる整備の必要性が認められないことから、黄色で示した区域を削除いたします。

以上の都市計画変更について2週間、案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。これらの路線が所在する東松山市、滑川町、嵐山町に対して意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5357号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

それでは、議第5357号について採決いたします。

議第5357号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。皆様、ありがとうございました。

続きまして、議第5358号「越谷都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事より説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第5358号「越谷都市計画道路の変更について」につきまして御説明いたします。議案書は32ページから39ページでございます。前方のモニターを御覧ください。

越谷都市計画区域は、越谷市、吉川市、松伏町の2市1町で構成されており、県の南東部、都心から約30kmに位置しております。本議案は、越谷都市計画区域の都市計画道路1路線を変更するものでございます。こちらも整備済み路線の見直しに係る議案でございます。

今回変更いたします3・4・8号八潮越谷線は、越谷市蒲生南町から越谷市千間台東1丁目までを結ぶ延長約10,040m、代表幅員16m、2車線の整備済みの都市計画道路でございます。今回の変更内容は、図の赤い丸で示した箇所の一部区域の変更を行うものです。

変更内容について概要を御説明いたします。本路線につきましても、都市計画決定された区域と現状の道路区域とに不整合が生じている区域のうち、道路区域外に都市計画道路の制限が残っている区域について変更を行うものです。現在の都市計画道路区域に対して、現状の道路区域は赤色で示した区域となっており、黄色でお示した区域に都市計画の制限が残っております。当該箇所は、道路構造の基準も満たしており、更なる整備の必要性が見込まれないことから黄色でお示した一部区域を削除するものです。

以上の変更内容について2週間、案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。また、本路線が所在する越谷市に対して意見照会をしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5358号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 教えていただきたくて質問いたします。何ページですかね、地図があったところですが、将来の道路用地として都市計画決定されているので、当初この黄色いエリアの土地の収用を試みたということでしょうか。

○幹事（都市計画課長） この道路の整備に当たって、黄色で示した部分の用地交渉等は行ってないということなんです。

○高田委員 行ってない。なるほど。都市計画決定されていても、道路用地としても土地収用というか、土地の買収等はなくともできてしまうということですかね。

○議長（大沢） 収用というのは多分あり得なくてですね、収用は多分一番最後のどうしても御納得いただけない場合に土地収用法に基づきまして手続をするということでございますので、原則は任意にお譲りいただくという形で地権者の皆様と交渉させていただいて、それでも、どうしてもやっぱり御納得いただけないというときに収用という手続になると思いますので、そういった意味では収用はなしで……。

○高田委員 収用はなし。

○議長（大沢） はい。任意の御協議によって、地権者の皆様に御協力を頂戴していると、そういう

ものかと思えます。

○高田委員　そうですね。その土地の譲受けの交渉はやはりされているのですか。

○幹事（都市計画課長）　黄色い部分については行っておりません。

○高田委員　なるほど。分かりました。では地権者さんは、あんまり意識せずに今までできていたということですかね。

○議長（大沢）　いかがでしょうか。ちょっとこれは地権者に聞かないと分からないですね。

○幹事（都市計画課長）　あまり意識せずに経過していたというところだと認識しております。具体的などころまでは把握していないというのが実情でございますけども、特に大きな話は私どもには情報として上がってきておりません。

○高田委員　分かりました。ありがとうございます。

○議長（大沢）　ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　それでは、御質問等ございませんので、議第5358号について採決をいたします。

議第5358号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

次に、議題の最後でございます。議第5359号「入間都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事より議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長）　埼玉県都市整備部建築安全課課長の金澤でございます。恐れ入りますが、着座にて御説明いたします。

それでは、議第5359号「入間都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」について御説明いたします。議案書は40ページから45ページになります。お近くのモニターを御覧ください。

初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築、増築、または用途変更することができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合は、これらが可能となります。なお、特定行政庁とは、建築行政の指導権限を持つ地方公共団体の長のことで、埼玉県内ではさいたま市など12市の各市長または埼玉県知事が該当します。今回は入間市内に計画されるものであるため、許可権者である埼玉県知事が特定行政庁として本審議会に付議します。

本議案は、その計画の敷地の位置が都市計画上、支障がないと認められるかについて御審議いた

だくものでございます。

続きまして、今回の敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く着色した入間都市計画区域内にございます。入間都市計画区域は、入間市の行政区域です。入間市は、県の南部、都心から40kmに位置しております。次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。

敷地は、画面中央下の赤く塗った場所でございます。西武池袋線入間市駅から南西へ約4.5kmの地点にあり、所在地は入間市狭山台3丁目9番4、9番5、9番6でございます。今回の敷地は狭山台工業団地にあり、用途地域は工業専用地域でございます。

次に、車両の搬出入経路でございますが、幹線道路である国道16号に接続する幅員16mの入間市道幹65号線を通して搬出入を行う予定でございます。

計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、既存の木くずの破碎施設1基の稼働時間を延長し、廃棄物の処理量を増加するものでございます。この施設は、令和4年から稼働しております。今回、稼働時間を延長し、1日当たりの処理能力を195.52tとすることから、政令で定める規模の100tを超えるため許可を要するものです。なお、新たな破碎施設の設置や建物の新設はございません。

続きまして、敷地の配置について御説明いたします。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は2,847.22㎡でございます。緑の部分は緑地を示しております。オレンジ色で示した部分は、建築物であり、廃棄物処理棟の中に黄色で示されているのが破碎施設でございます。木くずはベルトコンベアで破碎施設まで運ばれチップとなりますが、くぎなどの鉄くず等が一部混在しておりますので、青色で示したスクリーン、磁選機で選別され、処理後、保管施設まで運ばれます。画面右側、ピンク色で示した部分が搬出入経路の入間市道幹65号線であり、幅員は16mでございます。なお、車両の待機スペースは一部を敷地内に確保しているほか、工業団地北側にも設けております。

最後に、排水設備についてですが、雨水の処理については、雨水トレンチで地下浸透します。生活排水の処理については、敷地北側の道路にある下水道管に排水いたします。なお、廃棄物処理施設の稼働に伴う排水についてはございません。

以上が入間都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。当該施設の敷地の位置について入間市に意見照会したところ、支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、都市計画上、支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ウェブの方もよろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） 特段御質問等ございませんので、議第5359号につきまして採決をしたいと思っております。

議第5359号につきましては、都市計画上、支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は都市計画上、支障がないと認めることといたします。

皆様、ありがとうございました。

それでは、ここで議事につきましては終了といたしますが、本日報告事項がございます。

次に、報告事項といたしまして、「新たな『まちづくり埼玉プラン』の基本方向に関する調査検討の進捗報告について」がございます。今年度第257回審議会におきまして、埼玉県知事から「まちづくり埼玉プラン」の見直しに関する調査検討の依頼があったことを受けまして、都市計画審議会内に専門部会を設置し、検討をしてきた案件でございます。本日は、これまでの検討状況につきまして、高田部会長より御報告いただきたいと思います。

高田部会長、説明をよろしくお願いたします。

○高田委員 部会長の高田でございます。よろしくお願いたします。

専門部会で新たな「まちづくり埼玉プラン」に対する提言案を検討しておりますが、本日は進捗状況として、これまで検討した内容について御説明させていただきます。

まず、全体の検討スケジュールですが、令和6年度から令和7年度にかけて5回程度の専門部会を開催し、提言案として取りまとめた上で、令和7年度末に都市計画審議会に報告し、提言とする予定です。それに向け、これまでに昨年11月、年明け1月の2回専門部会を開催し、まちづくりの課題や視点の設定、その方向性などを議論してまいりました。

近年の社会情勢や関連計画、埼玉県の現状などを踏まえ、今後対応すべき課題について様々な議論を行いました。この表は、その議論からキーワードを抽出し、8つの分類に整理したものになります。それぞれ多数のキーワードが挙げられましたが、ここではごく一部を示しております。

8つの分類としては、①公共交通と連携したコンパクトシティの推進、②働く場所の確保と多様化、③個性ある地域資源の保全と活用、④人口減少でもまちを住みやすくする選択的な投資、⑤誰もが健康で快適な暮らしの実現、⑥世界的な課題の身近な解決、⑦洪水や地震などの災害を防ぎ被害を和らげる取組の推進、⑧新たな技術のまちづくりへの活用となっております。

さらに、8つに分類した課題に対する本県の今後のまちづくりの視点として、右のとおり、「暮らし」、「活力」、「個性」、「安心」、「連携」の5つを設定した上で、その方向性として、「暮らし」は「都市の利便性を享受でき、快適な暮らしを実現できるまち」、「活力」は「誰もが活躍でき、本県の経済と暮らしを支える活力のあるまち」、「個性」は「多様な地域資源や特性を生かした個性あるまち」、「安心」は「自然災害など、あらゆる脅威に対応した安心して暮らせるまち」、「連携」は「住んでいる人の手で育てられる様々な主体が連携したまち」といたしました。

なお、視点とその方向性については、あくまでも現段階での検討案となります。今後さらに議論

を深めて、提言案として取りまとめていく予定です。案ができましたら、改めて本審議会にて報告させていただきます。

説明は以上となります。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの御報告の内容につきまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） 引き続き専門部会で御検討をよろしくお願いいたしますし、インフラの施設の維持管理につきましても、今大きな課題が生じているところがございますので、都市施設は、都市計画法第11条に規定するところでもございますので、ぜひそういった観点も今後考えながら、検討を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほか御質問等いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） そうしましたら、以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

皆様の御協力、大変ありがとうございました。

傍聴者の皆様につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

オンライン傍聴の方は御退出をお願いいたします。

〔傍聴者退場、オンライン傍聴者視聴終了〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

それでは、ここで議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお返ししたいと思います。皆様、ありがとうございました。

○事務局 大沢会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただき誠にありがとうございました。

それでは、今年度最後の審議会となりますので、幹事を代表として、埼玉県都市整備部長の伊田から御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 改めまして、都市整備部長の伊田でございます。今年度最後の都市計画審議会ということでございますので、幹事を代表いたしまして一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には御多忙のところ御出席を賜りまして、また熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今年度につきましては、本日を含め3回の審議会を開催し、計16件の議案を御審議いただきました。おかげさまをもちまして、第8回区域区分の定期見直しの案件が終了したところでございます。また、本日高田委員にも進捗を報告いただきましたが、本県の都市計画の基本指針であります「まちづくり埼玉プラン」の検討が始まりました。専門部会におきまして、委員の皆様には様々な御議

論をいただき大変感謝申し上げます。この新たな「まちづくり埼玉プラン」につきましては、来年度も引き続き御議論をいただき、本審議会より御提言を賜りますようお願い申し上げます。

そのほか都市計画道路につきましては、第3回目の見直しに関連した案件や都市計画の随時見直しに関する案件を御審議いただく予定でございます。今後10年先、20年先の将来を見据えたまちづくりのため市町村と連携し、着実にこれらの計画を進めてまいります。

委員の皆様には今後とも御指導、御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

ここで事務局から御報告です。委員の出席状況につきまして冒頭で20名出席という報告をさせていただきましたが、遅れて参加された委員がいらっしゃいましたので、21名になりましたので御報告申し上げます。

最後に、紙で配布した参考資料を回収させていただきますので、机に置いたまま御退席いただきますよう、よろしく願いいたします。データで配布を受けた皆様は自動消去処理を待つか、御自身でデータ削除をお願いいたします。

以上をもちまして第258回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前10時56分 閉 会